外国関係会社に係額等相当額の控係	系る控除対象所得税 余に関する明細書	事業年	连		法人		
(その1)				•	名		
政令第9条の7第4項ただし書の規定の適用の有無				有 · 無			
控除する金額の計算 <sub>円</sub>							
所得税等の額 ①				国税の控除額 ③+④		(5)	
控除対象所得税額等		控	控除対象所得税額等相当額のうち⑤の 額を超える額 ② - ⑤				
法人税の控除額	道府県民税の法人税割額		<b>削額</b>	7			
地方法人税の控除		控制ない	控除する金額 (⑥若しくは⑦のうち少 <sub>⑧</sub> ない額又は⑬)				
各道府県ごとに控除する金額の明細							
事務	所	従業者 数又は 補正後	控除すべき金額	各道府県ごとに算		各道府県ごとに 控除する金額	
名称	所 在	地	州山後 の従業 者数	9	定した法人税割		(⑨又は⑩のう ち少ない額) <sub>⑪</sub>
			人	円		円	円
合	· 百	†			12	(13	3